



様式第5号（第10条関係）

一般廃棄物処理業許可証

甲生環 第 351 号
令和8年(2026年) 9月 18日

京都府京都市伏見区横大路千両松町 9 番地 1
日本ウエスト 株式会社
代表取締役 長田 和志 様

甲賀市長 岩 永 裕 貴



令和8年8月31日付け一般廃棄物処理業の許可の更新申請については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第2項の規定により許可します。

許 可 番 号	甲 賀 市 指 令 収 第 3 2 号
取り扱う廃棄物の種類	事業系一般廃棄物（生ごみ）
事務所及び事業所の所在	事務所 京都市伏見区横大路千両松町 9 番地 1 電 話 0 7 5 - 6 0 4 - 1 6 5 5
	事業所 京都市伏見区向島上五反田町 8 3 - 1 電 話 0 7 5 - 6 1 1 - 1 6 2 6
収集運搬及び処分の別	収 集 運 搬
営 業 の 区 域	・排出事業者 株式会社西友水口店（甲賀市水口町水口） ・搬入先処理業者（搬入先） 株式会社水口テクノスリサイクルセンター （甲賀市水口町松尾）
許 可 期 間	令和8年9月21日から令和10年9月20日まで
車輛・器材の種類及び数量	箱車1台 箱車1台（予備車） 塵芥車1台（予備車）
従 業 員 数	2 4 人
条 件	別紙のとおり

許可条件（日本ウエスト 株式会社）

1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）及び甲賀市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成16年10月1日条例第79号）を遵守すること。
2. この許可証は、他人に貸与し、または譲渡してはならない。
3. 許可の有効期間満了後に更新の処分がされる場合を除き、期限が切れたとき、または業務を廃止若しくは休止したときには、直ちにこの許可証を返還しなければならない。
4. 車両には事業所名を表示すること。
5. 許可車両及び器材
 - (1) バン（2.00トン、保冷車、パワーゲート車）1台
 - (2) バン（2.00トン、保冷車、パワーゲート車、予備車）1台
 - (3) パッカー車（1.15トン、予備車）1台
6. 施設、車両、器材及び上記の内容に変更があったときは、速やかに届け出なければならない。
7. 収集方法
 - (1) 他市町村にまたがる収集（積載）は行わないこと。
 - (2) 一般廃棄物と産業廃棄物を混載しないこと。
 - (3) 許可する排出事業者以外の収集及び積替・保管は行わないこと。
8. 排出事業者と収集委託契約を締結し、実施業務を明確にしておくこと。
また、業務継続中は契約書を保管し、市長が提出を求めた場合には速やかに応じなければならない。
9. 許可されている事業所に変更が生じる場合は、速やかに手続きをすること。
10. 法施行規則第2条の5による一般廃棄物収集運搬業者の帳簿記載事項による実績を毎月10日までに前月分を実績報告書（一般廃棄物処理業務実績報告書）により市長に報告すること。
11. 排出事業者と十分意思の疎通を図り、紛争等が生じないように努め、誠実に業務を遂行すること。
12. 処分先
株式会社水口テクノスリサイクルセンター（甲賀市水口町松尾）とする。
13. その他
 - (1) この許可に関し、制度改正等があった場合には、これに従うこと。
 - (2) 廃掃法、浄化槽法、条例、規則、上記事項及び市長の指示に違反したとき、又は市の処理基本計画に変更が生じた場合は、許可を取り消すことがある。